

集会施設等の利用におけるキャッシュレス決済の取組について

集会施設、体育施設等の使用料の支払い方法について、利用者の利便性向上や施設利用の促進を図るため、キャッシュレス決済の導入等を進めてまいりますので、以下のとおり報告します。

1 杉並区公共施設予約システムにおけるクレジットカード決済の導入

(1) 概要

杉並区公共施設予約システム（以下「さざんかねっと」という。）で予約をした集会施設等の使用料の支払いに、クレジットカード決済を導入する。利用に当たっては、「さざんかねっと」で施設の予約完了後、集会施設は使用日の前日までに、体育施設等は利用の1時間前までにサイト上でクレジットカード情報を入力し決済する。（施設窓口及びタッチパネル端末は不可）

(2) 対象施設・開始時期

- ・「さざんかねっと」で予約可能な集会施設（ホールを除く）、体育施設、学校開放施設（令和8年3月16日（月）に導入予定）

2 区立温水プール利用における券売機へのキャッシュレス決済の導入

(1) 概要

区立温水プールのタッチパネル式券売機において、新たに電子マネー、コード決済に対応する。

(2) 対象施設・開始時期

- ・大宮前体育館温水プール、高井戸温水プール、上井草温水プールは、令和8年1～2月に導入済
- ・杉並第十小学校温水プール（令和8年3月4日（水）に導入予定）

3 その他

- ・広報すぎなみ、杉並区公式ホームページ及び館内掲示等により周知を図る。
- ・指定管理施設も含め、決済に当たっての手数料等は、区が負担する。
- ・令和8年度には、「さざんかねっと」利用者登録申請手続きのオンライン化を予定している。